

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則  
をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第九号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十八号。以下「昭和五十五年改正条例」という。）附則第三項の規定に基づき、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (給料月額の切替え)

第二条 昭和五十五年改正条例附則第三項に規定する職員のうち、昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の給料月額が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における給料月額は、切替日の前

### 目次

#### ◇人委規則

- 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

日におけるその者の給料月額に対応する切替表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定の適用については、切替日の前日におけるその者の給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。

(特定の職員の切替え)

第四条 昭和五十五年改正条例附則第三項に規定する職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧給料月額欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

別表 (第二条関係) 最高号給を超える給料月額額の切替表  
 1 行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額
給料月額額	410,800	426,500	385,900	349,100	309,900	322,400	283,000	294,100	242,900	252,700	202,400	210,400	159,800	166,100	116,400	121,000
	415,600	431,300	340,200	353,400	313,700	326,200	286,600	297,700	245,300	255,100	204,600	212,600	161,800	168,100	118,000	122,600
	420,400	436,100	344,500	357,700	317,500	330,000	290,200	301,300	247,700	257,500	206,800	214,800	163,800	170,100	119,600	124,200
	425,200	440,900	348,800	362,000	321,300	333,800	293,800	304,900	250,100	259,900	209,000	217,000	165,800	172,100	121,200	125,800
額	430,000	445,700	353,100	366,300	325,100	337,600	297,400	308,500	252,500	262,300	211,200	219,200	167,800	174,100	122,800	127,400

ロ 公安職給料表の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額	旧給料月額額	新給料月額額
給料月額額	347,800	361,600	338,200	346,900	313,200	325,800	287,800	299,600	277,100	288,800	256,900	267,000	240,200	249,600
	351,900	365,700	337,000	350,700	316,800	329,400	290,800	302,600	280,000	291,700	259,600	269,700	242,800	252,200
	356,000	369,800	340,800	354,500	320,400	333,000	293,800	305,600	282,900	294,600	262,300	272,400	245,400	254,800
	360,100	373,900	344,600	358,300	324,000	336,600	296,800	308,600	285,800	297,500	265,000	275,100	248,000	257,400
額	364,200	378,000	348,400	362,100	327,600	340,200	299,800	311,600	288,700	300,400	267,700	277,800	250,600	260,000

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の 等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円
給 料 月 額	371,400	385,200	356,600	369,300	316,400	328,200	231,900	241,100
	376,000	389,800	360,800	373,500	319,400	331,200	234,100	243,300
	380,600	394,400	365,000	377,700	322,400	334,200	236,300	245,500
	385,200	399,000	369,200	381,900	325,400	337,200	238,500	247,700
	389,800	403,600	373,400	386,100	328,400	340,200	240,700	249,900

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の 等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円
給 料 月 額	351,200	364,000	331,400	343,300	306,400	317,800	205,200	213,400
	355,300	368,100	334,400	346,300	309,000	320,400	207,300	215,500
	359,400	372,200	337,400	349,300	311,600	323,000	209,400	217,600
	363,500	376,300	340,400	352,300	314,200	325,600	211,500	219,700
	367,600	380,400	343,400	355,300	316,800	328,200	213,600	221,800

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

職務の 等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円
給料 月額 額	410,200	425,900	297,000	309,100	247,900	257,700	200,700	208,700
	414,400	430,100	300,500	312,600	251,100	260,900	203,200	211,200
	418,600	434,300	304,000	316,100	254,300	264,100	205,700	213,700
	422,800	438,500	307,500	319,600	257,500	267,300	208,200	216,200
	427,000	442,700	311,000	323,100	260,700	270,500	210,700	218,700

ハ 医療職給料表(ハ)の適用を受ける者

職務の 等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円	旧給料 月額 円	新給料 月額 円
給料 月額 額	428,300	444,600	391,700	406,800	350,400	364,500	277,300	289,400
	433,100	449,400	396,000	411,100	354,100	368,200	280,400	292,500
	437,900	454,200	400,300	415,400	357,800	371,900	283,500	295,600
	442,700	459,000	404,600	419,700	361,500	375,600	286,600	298,700
	447,500	463,800	408,900	424,000	365,200	379,300	289,700	301,800

ト 医療職給料表(白)の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		特 2 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		
	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	
給料月額	342,000	355,200	306,100	318,600	286,500	297,500	242,300	252,000	197,800	205,800	155,000	161,300	110,000	114,600	
	346,300	359,500	309,900	322,400	290,100	301,100	244,700	254,400	200,000	208,000	157,000	163,300	111,600	116,200	
	350,600	363,800	313,700	326,200	293,700	304,700	247,100	256,800	202,200	210,200	159,000	165,300	113,200	117,800	
	354,900	368,100	317,500	330,000	297,300	308,300	249,500	259,200	204,400	212,400	161,000	167,300	114,800	119,400	
	359,200	372,400	321,300	333,800	300,900	311,900	251,900	261,600	206,600	214,600	163,000	169,300	116,400	121,000	

チ 医療職給料表(白)の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		
	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	旧給料額 円	新給料額 円	
給料月額	330,100	342,900	288,100	299,200	258,700	268,800	220,100	228,700	188,500	196,000	
	333,800	346,600	290,800	301,900	261,200	271,300	222,500	231,100	190,700	198,200	
	337,500	350,300	293,500	304,600	263,700	273,800	224,900	233,500	192,900	200,400	
	341,200	354,000	296,200	307,300	266,200	276,300	227,300	235,900	195,100	202,600	
	344,900	357,700	298,900	310,000	268,700	278,800	229,700	238,300	197,300	204,800	

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の注第五号(一)中「商船高等学校又は商船大学の卒業生」を「商船大学又は高等専門学校卒業生(商船大学の卒業生にあつては同大学に昭和五十年以前に入学した者、高等専門学校の卒業生にあつては商船に関する学科を卒業した者に限る。)」に改め、同号(三)中「高小卒」を「高小卒」に、「小学卒」を「小学卒」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

別表第四中「九三、二〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「八三、九〇〇円」を「八七、二〇〇円」に、「七八、九〇〇円」を「八二、〇〇〇円」に改める。

別表第五中「八八、五〇〇円」を「九二、〇〇〇円」に改める。

別表第六中「一四三、九〇〇円」を「一五〇、六〇〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二六、二〇〇円」に、「一〇三、六〇〇円」を「一〇七、

八〇〇円」に、「八九、八〇〇円」を「九三、四〇〇円」に、「一〇二、一〇〇円」を「一〇六、三〇〇円」に、「八三、四〇〇円」を「八六、七〇〇円」に、「九九、〇〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に改める。

別表第七中「一四三、九〇〇円」を「一五〇、六〇〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二六、二〇〇円」に、「一〇三、六〇〇円」を「一〇七、八〇〇円」に、「八九、八〇〇円」を「九三、四〇〇円」に、「一〇二、一〇〇円」を「一〇六、三〇〇円」に、「八三、四〇〇円」を「八六、七〇〇円」に改める。

別表第八中「二四四、〇〇〇円」を「二五〇、七〇〇円」に、「一三二、五〇〇円」を「一三八、七〇〇円」に、「一〇九、六〇〇円」を「一一四、六〇〇円」に、「九四、八〇〇円」を「九八、八〇〇円」に、「八四、一〇〇円」を「八七、四〇〇円」に改める。

別表第九中「二〇八、四〇〇円」を「二一八、二〇〇円」に、「一六五、二〇〇円」を「一七三、〇〇〇円」に、「一四〇、三〇〇円」を「一四六、九〇〇円」に、「一三二、八〇〇円」を「一三九、〇〇〇円」に改める。

別表第十中「九五、九〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に、「九一、三〇〇円」を「九五、〇〇〇円」に、「八四、四〇〇円」を「八七、七〇〇円」に、「八一、六〇〇円」を「八四、八〇〇円」に、「七九、〇〇〇円」を「八二、一〇〇円」に改める。

別表第十一中「一〇三、五〇〇円」を「一〇七、九〇〇円」に、「九九、〇〇〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「九四、八〇〇円」を「九八、八〇〇円」に、「八二、八〇〇円」を「八六、一〇〇円」に改める。

別表第十三の行政職給料表の項五等級の欄中「一一号給」を「一〇号給」に改め、同表の公安職給料表の項三等級の欄中「一九号給」を「一八

号給」に改め、同表の教育職給料表(一)の項一等級の欄中「一八号給」を「一六号給」に改め、同表の教育職給料表(二)の項一等級の欄中「二一号給」を「一九号給」に改め、同表の研究職給料表の項三等級の欄中「一三号給」を「一四号給」に改め、同項四等級の欄中「一三号給」を「一二号給」に改め、同表の医療職給料表(一)の項二等級の欄中「一六号給」を「一五号給」に改め、同項四等級の欄中「一四号給」を「一三号給」に改め、同項六等級の欄中「九号給」を「一〇号給」に改め、同表の医療職給料表(二)の項一等級の欄中「一五号給」を「一四号給」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の行政職給料表の表四等級の欄中

。ただし、2号給 1,972円

を削り、同表五等級の

欄中

。ただし、1号給 1,618円

を削る。

別表第二の公安職給料表の表中

2,246円。ただし、2号給 2,070円  
3号給 2,163円

1,996円。ただし、1号給 1,615円  
2号給 1,704円  
3号給 1,795円  
4号給 1,888円  
5号給 1,978円

1,789円。ただし、1号給 1,435円  
2号給 1,489円  
3号給 1,545円  
4号給 1,611円  
5号給 1,696円  
6号給 1,785円

別表第二の教育職給料表(一)の表中

改める。

1,663円。ただし、	2号給	1,327円
	3号給	1,378円
	4号給	1,432円
	5号給	1,486円
	6号給	1,542円
	7号給	1,606円

を

2,246円。ただし、	2号給	2,164円
-------------	-----	--------

1,996円。ただし、	1号給	1,683円
	2号給	1,777円
	3号給	1,873円
	4号給	1,971円

1,789円。ただし、	1号給	1,492円
	2号給	1,549円
	3号給	1,608円
	4号給	1,678円
	5号給	1,770円

1,663円。ただし、	2号給	1,380円
	3号給	1,432円
	4号給	1,489円
	5号給	1,546円
	6号給	1,605円

に

2,104円。ただし、	1号給	1,485円
	2号給	1,554円
	3号給	1,639円
	4号給	1,725円
	5号給	1,810円
	6号給	1,897円
	7号給	1,984円
	8号給	2,071円

1,644円。ただし、	2号給	1,251円
	3号給	1,297円
	4号給	1,347円
	5号給	1,401円

6号給	1,464円
7号給	1,531円
8号給	1,608円

を

2,104円。ただし、	1号給	1,545円
	2号給	1,617円
	3号給	1,708円
	4号給	1,800円
	5号給	1,893円
	6号給	1,984円
	7号給	2,076円

1,644円。ただし、	2号給	1,300円
	3号給	1,348円
	4号給	1,401円
	5号給	1,456円
	6号給	1,522円
	7号給	1,594円

に改める。

別表第二の教育職給料表(二)の表中

2,592円。ただし、	2号給	2,458円
	3号給	2,566円

2,034円。ただし、	1号給	1,347円
	2号給	1,416円
	3号給	1,485円
	4号給	1,554円
	5号給	1,639円
	6号給	1,725円
	7号給	1,810円
	8号給	1,897円
	9号給	1,984円

別表第二の研究職給料表の表中

2,882円。ただし、4号給 2,823円

1,788円。ただし、1号給 1,450円  
2号給 1,522円  
3号給 1,612円  
4号給 1,704円

1,469円。ただし、1号給 1,261円  
2号給 1,308円  
3号給 1,365円  
4号給 1,422円

を

1,513円。ただし、2号給 1,251円  
3号給 1,297円  
4号給 1,347円  
5号給 1,401円  
6号給 1,464円

を

2,592円。ただし、2号給 2,575円

2,034円。ただし、1号給 1,401円  
2号給 1,473円  
3号給 1,545円  
4号給 1,617円  
5号給 1,708円  
6号給 1,800円  
7号給 1,893円  
8号給 1,984円

1,513円。ただし、2号給 1,300円  
3号給 1,348円  
4号給 1,401円  
5号給 1,456円

に改める。

等級の欄中

ただし、1号給 1,879円  
2号給 1,992円  
3号給 2,104円

を

ただし、1号給 1,968円  
2号給 2,085円

に改める。

別表第二の医療職給料表(一)の表三等級の欄中

2,382円

1,788円。ただし、1号給 1,516円  
2号給 1,593円  
3号給 1,689円  
4号給 1,785円

1,469円。ただし、1号給 1,311円  
2号給 1,360円  
3号給 1,420円

に改める。

ただし、2号給 2,739円

を削り、同表四

別表第二の医療職給料表(二)の表三等級の欄中

ただし、1号給1,819円

を削り、同表四

等級の欄中

ただし、1号給 1,438円  
2号給 1,503円

を

ただし、1号給 1,500円

に改める。

別表第二の医療職給料表(三)の表中

2,243円。ただし、1号給 2,211円

1,975円。ただし、1号給 1,896円  
2号給 1,971円

1,595円。ただし、1号給 1,422円  
2号給 1,485円  
3号給 1,552円

1,377円。ただし、1号給 1,242円  
2号給 1,287円

3号給 1,332円

を

2,243円

1,975円

1,595円。ただし、1号給 1,482円  
2号給 1,548円

1,377円。ただし、1号給 1,291円  
2号給 1,338円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表(第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	195,000 <sup>円</sup>	179,000 <sup>円</sup>	157,000 <sup>円</sup>	120,000 <sup>円</sup>	76,000 <sup>円</sup>	38,000 <sup>円</sup>
1年以上 2年未満	195,000	179,000	157,000	1,000	76,000	38,000
2年以上 3年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	38,000
3年以上 4年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	38,000
4年以上 5年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	38,000
5年以上 6年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	38,000
6年以上 7年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	36,200
7年以上 8年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	34,400
8年以上 9年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	32,600
9年以上10年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	30,800
10年以上11年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	29,000
11年以上12年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	27,200
12年以上13年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	25,400
13年以上14年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	23,600
14年以上15年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	22,200
15年以上16年未満	195,000	179,000	157,000	120,000	76,000	20,800
16年以上17年未満	190,600	175,000	153,700	117,400	74,400	19,400
17年以上18年未満	186,200	171,000	150,400	114,800	72,800	18,000
18年以上19年未満	181,800	167,000	147,100	112,200	71,200	16,600
19年以上20年未満	177,400	163,000	143,800	109,600	69,600	15,200
20年以上21年未満	173,000	159,000	140,500	107,000	68,000	13,800
21年以上22年未満	166,900	153,500	135,900	103,500	65,800	13,100
22年以上23年未満	160,800	148,000	131,300	100,000	63,600	12,400
23年以上24年未満	154,700	142,500	126,700	96,500	61,400	11,700
24年以上25年未満	148,600	137,000	122,100	93,000	59,200	11,000
25年以上26年未満	142,500	131,500	117,500	89,500	57,000	10,300
26年以上27年未満	133,100	122,800	110,000	83,800	53,600	9,600
27年以上28年未満	123,700	114,100	102,500	78,100	50,200	8,900
28年以上29年未満	114,300	105,400	95,000	72,400	46,800	8,400
29年以上30年未満	104,900	96,700	87,500	66,700	43,400	7,900
30年以上31年未満	95,100	87,800	79,500	60,600	39,900	7,400
31年以上32年未満	85,300	78,900	71,500	54,500	36,400	6,900
32年以上33年未満	75,500	70,000	63,500	48,400	32,900	6,400
33年以上34年未満	64,800	60,800	55,100	42,600	29,400	5,900
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	5,400

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 鳥取県人事委員会規則第十三号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「一万五千元」を「一万六千元」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 鳥取県人事委員会規則第十四号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条とする。

条例第十一条の二第一項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

第七条の見出しを「（支給日等）」に改め、同条中「第十一条の二第六項」を「第十一条の二第七項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「及び条例第十一条の二第五項」を削り、「異動の日」を「支給すべき事由の生じた日」に改め、同条第三号中「第十一条の二第四項」を「第十一条の二第六項」に、「第五条第一項」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2 条例第十一条の二第五項の規定による追給は又は返納は、それぞれ追給すべき事由又は返納させるべき事由が生じた日から三十日を経過しない日に行う。

第六条を削る。

第五条第一項中「第十一条の二第四項」を「第十一条の二第六項」に、「つど」を「都度」に改め、同条第二項中「第十一条の二第四項」を「第

十一條の二第六項」に、「第二條第二項各号」を「第二條各号」に改め、同條第三項中「第十一條の二第四項」を「第十一條の二第六項」に、「二千五百円」を「七千五百円」に、「千七百円」を「五千円」に、「八百五十円」を「二千五百円」に改め、同條を第八條とする。  
 第四條を削る。

第三條の二中「第五條第三項」を「第八條第三項」に、「ささえている」を「支えている」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同條を第五條とし、同條の次に次の二條を加える。

第六條 條例第十一條の二第四項の人事委員会が定める額は、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日における職員の世帯等の区分をもつて同日の直前の基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出される同條第二項又は第三項の規定による寒冷地手当の額に、職員が寒冷地手当の支給を受けることとなつた日の属する時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、同日の直前の基準日から当該寒冷地手当の支給を受けることとなつた日の前日までの間に寒冷地手当の支給を受けた職員にあつては、その乗じて得た額から既支給額と同條第五項の規定による返納額との差額（返納させることとならない場合にあつては、既支給額）を減じた額とする。

時 期 の 区 分	割	
	支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合
基準日の翌日から十一月末日まで	百分の百	百分の八十
十二月一日から十二月末日まで	百分の七十五	百分の六十

一月一日から一月末日まで	百分の五十	百分の四十
二月一日から二月末日まで	百分の二十五	百分の二十

第七條 條例第十一條の二第五項の人事委員会が定める期間は、追給することとなる場合にあつては基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の二月末日までの期間とし、返納させることとなる場合にあつては基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の一月末日までの期間とする。

2 條例第十一條の二第五項の人事委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一條第十一條の二第五項の規定による返納後に同項の規定による追給すべき事由が生じた場合であつて、既支給額から返納額を減じた額が次項第一号の事由発生後の額以上である場合

二 死亡により職員でなくなつた場合

3 條例第十一條の二第五項の規定により追給することとなる場合は第一号に掲げる場合とし、返納させることとなる場合は第二号から第五号までに掲げる場合とする。

一 当該事由の生じた日における当該職員に係る寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項（給料の月額及び條例十一條の二第二項第一号に掲げる割合を乗ずべき同号の合計額に係る扶養親族に関する事項以外の事項に限る。以下同じ。）をもつて基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額（以下「事由発生後の額」という。）が、当該事由の生じた日の前日における当該職員に係る寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもつて基準日における算出の

基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額（以下「事由発生前の額」という。）を超えることとなる場合

二 事由発生後の額が事由発生前の額に達しないこととなる場合

三 条例第十一条の二第五項第一号に掲げる事由（支給地域以外の地域への異動に限る。）が生じた場合

四 条例第十一条の二第五項第三号に掲げる事由が生じた場合

五 第五項第三号に掲げる事由が生じた場合

4 条例第十一条の二第五項の人事委員会が定める額は、追給することとなる場合にあつては第一号に掲げる額とし、返納させることとなる場合にあつては第二号に掲げる額とする。ただし、これらの額によることが著しく不相当であると認められる場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

一 事由発生後の額から事由発生前の額を減じた額（条例第十一条の二第五項の規定により返納を行った後に同項の規定により追給すべき事由が生じた場合にあつては、事由発生後の額から既支給額と返納額との差額を減じた額）に当該事由の生じた日の属する時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額

時 期 の 区 分	割 合	
	寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	その他の場合
基準日の翌日から十一月末日まで	百分の百	百分の八十
十二月一日から十二月末日まで	百分の七十五	百分の六十
一月一日から一月末日まで	百分の五十	百分の四十

二月一日から二月末日まで

百分の二十五

百分の二十

二 前項第二号の場合にあつては事由発生前の額から事由発生後の額を減じた額、同項第三号から第五号までの場合にあつては事由発生前の額、同項第二号から第五号までの場合であつて当該事由の生じた日の直前の基準日から当該事由の生じた日の前日までの間に二回以上寒冷地手当の支給を受けていたときにあつては直前に支給を受けた寒冷地手当の額に、それぞれ当該事由の生じた日の属する時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額

時 期 の 区 分	割 合
基準日の翌日から十一月末日まで	百分の五十
十二月一日から十二月末日まで	百分の三十七・五
一月一日から一月末日まで	百分の二十五

5 条例第十一条の二第五項第四号に規定する人事委員会が定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 条例第十二条の二第一号から第三号までの規定により給与の支給を受ける職員（以下「有給休職者」という。）以外の職員が有給休職者となり、又は有給休職者が復職すること。

二 条例第十二条の二第一号から第三号までの規定による割合の変更

三 第二条各号に掲げる職員となること。

三 第二条各号に掲げる職員となること。

三 第三条を第四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第三条 条例第十一条の二第一項後段の人事委員会が定める日は、基準日（同項前段の基準日をいう。以下同じ。）の属する年の翌年の二月末日とする。

2 条例第十一条の二第一項後段の人事委員会が定める者は、当該在勤することとなつた日の直前の基準日から当該在勤することとなつた日の前日までの間に寒冷地手当（同条第六項の規定による寒冷地手当を除く。第八条及び第九条第三号を除き、以下同じ。）の支給を受け、その後条例第十一条の二第五項の規定により返納を行った者であつて、既に支給された寒冷地手当の額（同項の規定により追給を受けた者にあつては、追給額を含む。以下「既支給額」という。）からその返納額を減じた額が、その者が当該基準日から当該在勤することとなつた日の前日までの間に寒冷地手当の支給を受けたことがないものとした場合に同条第四項の規定により支給されることとなる寒冷地手当の額以上であるものとする。

本則に次の一条を加える。

（基準日後に新たに職員となつた者の基準日の特例）

第十条 基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の二月末日までの間に新たに職員となつた者についての第四条、第六条本文及び第七条第三項の規定の適用については、これらの規定中「基準日」とあるのは、「職員となつた日」とする。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の寒冷地手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十五年八月

三十日から適用する。

（改正条例附則の規定による寒冷地手当に関する経過措置）

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十八号。以下「改正条例」という。）附則第八項の人事委員会が定める場合は、基準日（基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の二月末日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下この項において同じ。）において職員が給料の調整額又は教職調整額を受ける場合とし、同項の人事委員会が定める額は、基準日において職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合（当該職員が給料の調整額又は教職調整額を受ける場合を除く。）にあつては第一号に掲げる額、同日において給料の調整額又は教職調整額を受ける場合にあつては第二号に掲げる額とする。

一 基準日において当該職員が受ける給料月額から同日における当該職員の属する職務の等級の最高の号給の額を減じた額を同日における当該職務の等級の最高の号給の額からその直近下位の号給の額を減じた額で除して得た数を、昭和五十五年八月三十日における当該職務の等級の最高の号給の額からその直近下位の号給の額を減じた額に乗じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号給の額との合計額

二 基準日において職員が受ける職務の等級の号給の昭和五十五年八月三十日における額（基準日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあつては、前号に規定する額）とその額を基礎とした場合における当該職員の給料の調整額又は教職調整額との合計額

4 改正条例附則第九項の人事委員会が定める日は、昭和五十六年二月二十八日とする。

5 改正条例附則第十項の人事委員会が定める職員は、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日前六月以内の基準日において、改正条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第十一條の二第一項前段の人事委員会が定める職員であつた者とする。

6 改正条例附則第十項の人事委員会が定める額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下である場合は第一号に掲げる額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合は同号に掲げる額(当該額が条例第十一條の二第三項に規定する最高限度額に達しないこととなる場合にあつては、同項に規定する最高限度額)とする。

一 改正条例附則第十項に規定する改正前の条例の例による額  
二 八十一万七千円を改正条例による改正前の職員の給与に関する条例第十一條の二第二項第一号に規定する割合を乗ずべき額とみなして、同項の規定により算出するものとした場合に得られる額を改正条例附則第八項の暫定額とした場合に算出される改正条例附則第十項に規定する改正前の条例の例による額から、その額の百分の三に相当する額に昭和五十五年八月三十日からの経過年数を乗じて得た額を減じた額  
7 条例第十一條の二第一項後段の規定の適用を受ける職員についての改正条例附則第十項の人事委員会が定める額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内で、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「校長」の下に「(園長を含む。)」を加える。

第四条第三号中「規定する職員」の下に「で高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に勤務するもの」を加え、同条に次の一号を加える。

六 前条に規定する職員で幼稚園に勤務するもの その者の属する職務の等級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に二分の一を乗じて得た額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「四千八百円」を「五千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月)

鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中
30.3
23.4
15.4
11.2
9.4
7.1
6.7
を
31.5
24.3
16.0
11.6
9.8
7.4
7.0
に改め

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】